

Finto ファクタリングサービス個別規約

トラボックス株式会社（以下「当社」といいます。）は、「Finto ファクタリングサービス」（以下「本個別サービス」といいます。）の提供にあたり、「Finto 利用基本規約」（以下「基本規約」といいます。）に加え、以下のとおり「Finto ファクタリングサービス」個別規約（以下「本個別規約」といいます。）を定めます。本個別サービスの申込みにあたっては、基本規約及び本個別規約をよくお読みください。なお、本個別サービスは、基本規約第 2 条 3 項所定の「個別サービス」に該当するものとします。

第 1 条 （目的）

本個別規約は、当社が提供する本個別サービスについて定めるものとします。

第 2 条 （定義）

基本規約第 4 条に定めるほか、本個別規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

- (1) 利用者：本個別サービスの提供を受ける本会員（個人事業主を除く。）
- (2) 本利用契約：基本規約第 4 条第 1 項第 (11) 号に定めるとおり（本個別規約、本個別規約第 3 条に定める詳細規定その他本個別サービスに関して当社が別途定める利用条件その他の利用者との間の合意事項を含みます。）
- (3) 対象債権：利用者が第三者（以下「原債務者」といいます。）に対して現に有する又は将来有することが見込まれる売掛金その他の金銭債権（給与債権は除きます。）であって、当社が買取の対象として指定するもの
- (4) 対象債権情報：対象債権に関して当社が別途指定する情報
- (5) 対象請求書：対象債権の内容を証明する請求書
- (6) 原契約：対象債権の発生原因となる利用者と原債務者間の契約
- (7) 買取：当社が利用者から対象債権の全部又は一部を買い取り、買取代金を支払うこと
- (8) 買取代金：買取に基づき当社が利用者に支払う対価
- (9) 買取手数料：本個別サービスに関して当社が別途定める手数料
- (10) 支払期日：原契約において定められた対象債権の支払期日
- (11) 原債務者：利用者に対し対象債権に係る支払義務を負う第三者
- (12) 原債務者情報：原債務者に関して当社が別途指定する情報
- (13) 個別契約等：当社と利用者との間で、本個別規約に基づき又は本個別規約とは別に締結される、債権譲渡契約、回収業務委託契約その他の契約

第 3 条 （適用範囲）

当社は、本個別サービスの利用に関し、別途利用条件、個別の規定、個別契約等（以下併せて「詳細規定」といいます。）を定めることがあります。これらの詳細規定はその名称の如何にかかわらず、本個別規約の一部を構成するものとし、詳細規定が本個別規約と抵触する場合には、当該詳細規定が本個別規約に優先して適用されます。

第 4 条 （本個別サービスの内容）

1. 当社と利用者は、本個別サービスが当社において利用者の有する対象債権の全部又は一部を買い取り、利用者に対し買取代金を支払うファクタリングサービスであることを確認します。
2. 当社は、利用者に通知することなく、当社の裁量で本個別サービスの仕様及び機能の一部を変更することができるものとし、利用者はあらかじめこれを了承するものとしします。

第5条（買取の申込み）

1. 利用者は、特定の対象債権について当社に対し買取を申し込む場合は、本個別サービスを通じて、当社ウェブサイトに表示される情報を登録又は編集することにより、買取の登録を行い、当社指定の方法にて入力完了を通知します。
2. 買取の申込みにあたり、利用者は、対象債権情報、原債務者情報、その他当社が求める情報を提供するものとしします。
3. 買取の申込みにあたり、利用者は、対象債権及び対象債権情報を証する資料（対象請求書、見積書、発注書、支払明細書、契約書等を含むがこれに限られない。）であって当社が指定したものを、当社の指定する方法により、当社に対して提出するものとしします。
4. 当社は、随時、利用者に対して、追加の情報若しくは資料の提出、利用者若しくは第三者との面談、又は、利用者の営業所への訪問を依頼することができ、利用者はこれに応じるものとしします。ただし、当社は、買取の申込に対する審査の時点で営業所への訪問を行う場合、利用者の事業に支障をきたすことのないよう、十分に配慮するものとしします。
5. 利用者が当社の定める期限までに前2項の資料の提出等に応じない場合、当社は、利用者の買取の申込に応じないことができるものとしします。
6. 利用者による買取の申込は、対象債権の支払期日の1週間前の日以降にのみ行うことができるものとしします。

第6条（審査及び譲渡契約の成立）

1. 当社は、利用者より提供された情報及び資料等に基づき、当社所定の基準に従って審査を行い、買取の可否を決定します。
2. 当社は、前項の審査の結果を、当社所定の方法により利用者に通知します。なお、当社が買取を承諾しない判断をした場合であっても、かかる判断について責任を負わず、その理由及び審査の内容を開示する義務を負わないものとしします。
3. 当社が買取を承諾する旨の通知を発信し、当社と利用者との間で別途個別契約等を締結した場合に、当社と利用者との間に当該対象債権の全部又は一部に係る譲渡契約（以下「譲渡契約」といいます。）が成立するものとしします。

第7条（買取代金の支払い）

1. 譲渡契約が成立した場合、当社は、譲渡契約に定める期限までに、利用者が指定する金融機関口座に振り込む方法により、譲渡契約に定める買取代金を、次条に定める買取手数料を控除した上で支払います。振込手数料は、当社の負担としします。

2. 金融機関口座の登録の誤り等利用者の責めに帰すべき事由により組戻し手数料その他の費用が生じた場合は、利用者がこれを負担するものとします。

第8条（買取手数料）

本個別サービスの利用に関して、当社は別途詳細規定に定める買取手数料を収受します。買取手数料の金額、算定方法、支払時期等については、当社ウェブサイト等又は詳細規定に定めるものとします。

第9条（利用者の表明及び保証）

利用者は、当社に対し、特定の対象債権について当社に対し買取を申し込む時点において、基本規約第7条に定める事項のほか、以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

- (1) 原契約の締結及び履行につき必要とされる政府行政関係当局の許可、認可又は承認又は事前の届出が全て適法になされていること。
- (2) 原契約の締結及び履行につき、利用者又はその財産を拘束する法令又は判決等に反していないこと。

第10条（対象債権の表明及び保証）

1. 買取を申し込む時点において対象債権が現存する債権の場合、利用者は当社に対し、同時点において以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

- (1) 利用者の知り得る限り、当社に提供する原債務者情報、対象債権情報その他の情報が真実かつ正確であること。
- (2) 対象債権は、適法で、有効かつ拘束力を有し、その条項に従い強制執行可能な原契約に基づき発生した債権であること。
- (3) 対象債権は、利用者によりのみ帰属し、利用者のみが一切の処分権限を有し、他に譲渡、担保設定その他の処分がなされておらず、また、当該処分に係る対抗要件具備も行われていないこと。
- (4) 対象債権について、支払のための手形又は電子記録債権が発行されていないこと。
- (5) 利用者は、原契約に基づき利用者が買取日までに履行すべきとされている義務を全て履行済みであり、債務不履行の状況がなく、同日以降、そのおそれもないこと。
- (6) 原契約の無効、取消し、解除（利用者が原契約に関して原債務者から手付の交付を受けている場合の、利用者及び原債務者による当該手付の放棄又は倍額の提供による原契約の解除を含む。）若しくは更改、弁済、相殺若しくは免除その他対象債権の全部若しくは一部を消滅せしめ又は支払期日において原債務者が支払を拒みうる抗弁及びかかる抗弁の原因となる事由が存在せず、又は利用者の知り得る限りかかる事由が発生するおそれがなく、かつ、原債務者がかかる主張をしていないこと。

2. 買取を申し込む時点において対象債権が将来発生する予定の債権の場合、利用者は当社に対し、同時点において以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

- (1) 利用者の知り得る限り、当社に提供する原債務者情報、対象債権情報その他の情報が真実かつ正確であること。

- (2) 対象債権は、適法で、有効かつ拘束力を有し、その条項に従い強制執行可能な原契約に基づき発生する予定の債権であること。
 - (3) 対象債権は、利用者にのみ帰属し、利用者のみが一切の処分権限を有することが予定され、他に譲渡、担保設定その他の処分がなされておらず、また、当該処分に係る対抗要件具備も行われておらず、これらが行われる予定もないこと。
 - (4) 対象債権について、支払のための手形又は電子記録債権が発行されておらず、その予定もないこと。
 - (5) 原契約に基づく債務を利用者が履行する予定であり、客観的に履行する予定であることが合理的に見込まれ、かつ、履行不能となる事由が存在しないこと。
 - (6) 原契約の無効、取消し、解除若しくは更改、弁済、相殺若しくは免除その他対象債権の全部若しくは一部を消滅せしめ又は支払期日において原債務者が支払を拒みうる抗弁及びかかる抗弁の原因となる事由が存在せず、又は利用者の知り得る限りかかる事由が発生するおそれがなく、かつ、原債務者がかかる主張をしていないこと。
3. 利用者は当社に対し、以下の各号に掲げる事項を誓約するものとします。
- (1) 対象債権の全部又は一部について、当社以外の第三者に対する譲渡又は担保物権の設定をしないこと
 - (2) 原契約を契約の内容に即して適切かつ完全に履行し、その他対象債権について、相殺の抗弁その他原債務者又は第三者より対抗されるべき事由又は法律上のいかなる瑕疵も付着させないこと
 - (3) 対象債権について、手形の発行又は電子記録債権の発生記録の請求をしないこと
 - (4) 対象債権につき第三者が権利主張をした場合又は第三者が仮差押え、仮処分、強制執行、滞納処分による差押えを行った場合、当社に対し直ちにその旨を通知すること

第 11 条（禁止行為）

利用者は、本個別サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして、基本規約第 8 条に定める行為及び以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならず、また、基本規約第 8 条に定める行為、及び以下の各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にしてはならないものとします。

- (1) 当社に対し、本個別サービスに関して、虚偽又は事実と異なる情報（対象債権又は原債務者に関する情報を含む。）を伝えること
- (2) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 2 条第 1 項に定義する、「犯罪による収益」の移転のために本個別サービスを用いる行為

第 12 条（退会時の取り扱い）

本会員は、当社に対して弁済義務を負う未弁済の債務及び本利用契約又は個別契約等に基づく未履行の義務が存在しない場合に限り、基本規約第 9 条の定めに従って、退会できるものとします。

第 13 条（損害賠償）

1. 利用者は、本利用契約又は個別契約等の違反（表明保証が真実又は正確でない場合を含みます。）その他本個別サービスの利用に起因して、当社又は第三者に損害を与えた場合（当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含みます。）、当社及び当該第三者に対し、その損害（逸失利益、弁護士等専門家費用及び当社又は第三者において対応に要した人件費相当額を含みます。）を賠償しなければならないものとします。
2. 当社は、本利用契約の違反につき故意又は重大な過失のある場合に限り、当該違反に起因して利用者に生じた損害を賠償する責任を負うものとします。なお、当社が責任を負う場合であっても、当社の責任範囲は、利用者に直接的かつ現実には発生した損害に限るものとし、付随的損害、間接損害、特別損害及び逸失損害については、賠償する責任を負わないものとします。また、当該賠償額は、直近3ヶ月間において、本個別サービスの利用に関して、当社が利用者から現実には受領した買取手数料を上限とするものとします。
3. 利用者が、本個別サービスに関して当社に支払うべき金銭債務をその期限までに支払わない場合は、年率14.6%の割合による遅延損害金を当社に対して支払うものとします。